

越前が大国になった理由

真柄 甚松

はじめに

延喜五年（九〇五）編纂に着手した『延喜式』は延長五年（九二七）に完成した。『延喜式』巻二十二「民部」には全国各国の等級付けをしている。それによると北陸では越前国は大国、加賀・越中・越後国は上国、若狭・能登・佐渡国は中国である。全国における大国は十三か国、上国は三十五か国、中国は十一か国、下国は九か国である。大国は大和・河内・伊勢・武蔵・上総・下総・常陸・近江・上野・陸奥・越前・播磨・肥後であった。

大宝二年に施行された大宝律令によると官職に就くには官職に相応しい位（位階）が必要であった。つまり大国の守に任じるには従五位上の位が必要であったのである。これを「官位相当」という。和銅元年（七〇八）に越前守になった高志村君は従五位下であったことだけを見れば、越前国は大国でなかったことになる。越前は延

喜式のように奈良時代から大国ではなかったのではないかと考えられる。越前国の等級について令制や東大寺文書等から検証し、なぜ越前国が大国になったかについて考えることにしたい。

一 国の等級の変更

（一）国の等級

律令によると、国を「大国」「上国」「中国」「下国」の四等級に分けている。等級付けの条件とは何であったのであろうか。弘仁十四年（八三三）二月三日の太政官奏（『類聚三代格』巻五）に「越前国の江沼・加賀郡を割いて加賀国とする。中国に准ずる」とあって国の等級は「中国」とされた。ところが二年後の天長二年正月十日の太政官符（『同』巻五）に「加賀国を上国と定める事」とあって、「加賀国は他の上国に准ずるだけの課丁と田地があるので上国に改

表一 国勢ベスト20 (『日本史総覧』参照)

順 NO	郷数		推計人口		田積		出挙稲	
	国	数	国	千人	国	百町	国	万束
1	陸奥	188	常陸	216	陸奥	514	越前	171
2	常陸	153	陸奥	186	常陸	400	陸奥	158
3	美濃	131	肥後	181	武蔵	355	肥後	157
4	武蔵	119	越前	179	近江	334	常陸	144
5	上野	102	播磨	145	上野	309	播磨	122
6	筑前	102	近江	141	信濃	309	近江	121
7	肥後	99	上野	134	下野	301	武蔵	111
8	播磨	98	武蔵	130	下総	264	上総	107
9	遠江	96	大和	130	出羽	261	下総	102
10	伊勢	94	上総	125	越前	258	出羽	97
11	近江	93	下総	120	肥後	235	備前	95
12	下総	91	美濃	115	上総	228	信濃	89
13	讃岐	90	備前	114	播磨	214	上野	88
14	大和	89	摂津	112	讃岐	186	讃岐	88
15	越前	85	伊勢	108	筑前	185	美濃	88
16	河内	80	讃岐	106	伊勢	181	下野	87
17	山城	78	相模	102	越中	179	相模	86
18	摂津	78	信濃	101	大和	179	越中	84
19	出雲	78	伊予	101	越後	149	越後	83
20	上総	76	下野	99	美濃	148	伊予	81

太字は延喜式の大国、越前国は加賀国を含む

める」とある。『同』巻五、仁寿三年(八五三)六月八日の太政官奏に「駿河・安芸・紀伊三か国が目各一人加増の事」でも「尾張など二十七か国は上国でありながら大少の目が任命されている。駿河・安芸・紀伊三か国は田地・戸数を調べても二十七か国と遜色がないので、目をもう一人加増してもらいたい」とある。この資料は国の等級変更、国司の増員を訴えたものである。これ等の資料を見る限り、等級は人口と耕地面積によって決定されたと考えられる。資料の「課丁・戸数」と「田地」は「人口」と「田積」に置き換えることができる。

表一「国勢ベスト20」は十世紀に作成された『延喜式』(和名類聚抄)と沢田吾一著『奈良朝時代民政経済の数的研究』によって

作成された「古代国勢一覧」(『日本史総覧』一)から表にしたものである。この表から凡そ人口と田積が多い国が大国であったように考えられるものの、断言することはできない。人口と田積の寡多で等級が決まるなら、この表から大国へは上国の美濃・信濃・下野・讃岐を入れ、大国である河内は上国にしてもいいのではないかと考えられる。人口と田積の多少は国のランク付けの大きな条件であったことは違いないが、それだけで行われたのではないことが分かる。それなら人口と田積の他にどのような理由・条件が考えられるのであろうか。

(二) 和銅元年と延喜式の国の等級

表二は和銅元年(七〇八)に任命された各国守の人事表である(『続日本紀』)。大国の守は従五位上で、上国の守は従五位下が官位相当である。

このことから「奈」(奈良初期)の国等級は国守が従五下は「上国」であったと考えられる。ただし、従五上以上の国守の全ての国が「大国」とは限らないので、確実な上国だけを「上」とした。「延」の欄の「大」「上」は延喜式の国等級を示したものである。

表二からすれば「上国」から「大国」になったのは大和・下総・常陸・越前の四か国を数え、等級に変化があったことがわかる。この表からはわからないが、美濃国は「正税帳」等から「大国」であったが、古代三関の廃止によって「上国」に格下げされたと考えられる。

奈良時代に分けた国の等級は、時代の進展によって、国の内外事

表二 和銅元年主要国守人事

国	位	氏名	奈	延
撰津	従三	高向麻呂		上
大河	従五	佐伯石足		上
内山	従五	石川合部		上
背勢	従五	坂宅金弓		上
伊勢	従五	大佐伯麻呂		上
尾張	従四	美努野安麻呂		上
遠江	従五	上毛野安麻呂		上
上総	従五	賀茂吉村		上
下常陸	従五	安部治比水		上
近江	従五	多治比呂		上
美濃	従五	笠麻呂		上
信濃	従五	小治田宅持		上
上野	従五	田口益井		上
武蔵	従五	当麻比成		上
下野	従五	多治比野		上
陸奥	従四	上毛野君		上
越前	従五	高志真呂		上
越後	従五	安倍神首		上
丹波	従五	大神部		上
出雲	正五	忌部王		上
播磨	正四	百濟比吉		上
備前	従五	上治比呂		上
備中	従五	佐伯麻呂		上
備後	正五	引田爾道		上
長門	従五	伴道足		上
讃岐	従五	大伴久		上
伊予	従五	米尾張		上

情も変化したであろうから、それに合わせる必要が生じたと考えられる。

なお、令制による国司の員数は、大国は守(相当位は従五位上、以下同)・介(正六下)・大掾(正七下)・少掾(従七上)・大目(正八下)・少目(従八下)、上国は守(従五下)・介(従六上)・掾(従七上)・目(従八下)、中国は守(正六下)・掾(正八上)・目(大初下)、下国は守(従六下)・目(少初下)で表三に示した通りである。

二 奈良時代の越前は上国

(一) 位署書

文書の奥書に官人が文書に署名する場合、官位姓名を書くことを位署書という。次のような位署書がある。

位署書の場合①年月日の下に文書作成者の氏名を書く。②署名は

真柄 越前が大国になった理由

二段にし、上段には守と介、下段には掾と目の氏名を、右から上級者順に書く。③官位相当以上であれば官・位の順、そうでない場合は位・官の順に記入する。④位が低く官が高い場合は「守」、逆に位が高く官が低い場合は「行」字を官の上に書く規則であった。

資料A「越前国大税帳」を作成したのが従八位上少目林連である。当時の越前守は按察使の従四位下大伴宿祢邑治麻呂で、介は正六位上大蔵伊美吉石村であったからこの二人は上段に記入。下段には掾正七位上坂合部宿祢、大目の従七位上土師宿祢の名が記されている。五人共に位・官の順であるから、「行」が官名の上に書かれている。官位相当の原則からすれば位が高く官職が低いことを表している。

資料B「越前国公験」の越前守栗田朝臣奈勢万呂は従五位下で官位の順になっているのは官位相当であったからである。

資料C「越前国公験」の越前守恵美朝臣もBと同じ理由である。資料D「越前国足羽郡糞置村開田図」の越前守従四位下藤原朝臣は相当位三位と四位の間にあった参議であったから、官職・位階の順で記し、従四位上に相等する右大弁を兼ねていたので「守」を右大弁の上に書き、越前守は従五位下が相当職であるから、位は高いので官職である守(越前守)の上に「行」を書いたのである。同じ「守」でも最初の「守」は位階に対して官職が高いとき官の上に置く「守」で、後の「守」は越前守の「守」のことである。AからDの資料から圧倒的に「行」が多く、位階に対して任じられた官職は低いものであったことが分かるのである。

奈良時代の位署書から国の等級を調べることが可能である。つま

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

A 「越前国大税帳」

天平三年二月廿六日

從四位下^行按察使兼守大伴宿祢邑治麻呂

從八位上^行少目林連^{班田}

正六位上^行介勲十二等大藏伊美吉石村

正七位上^行掾九等坂合部宿祢^{監國}

B 「越前国公驗」

天平勝宝七歲三月九日

守從五位下粟田朝臣奈勢万呂

從七位下行少目阿倍朝臣

□六位上行介高橋朝臣子老

從六位上行掾大伴宿祢潔足

C 「越前国公驗」

天平宝字八年二月九日

守從五位下惠美朝臣

正七位上行大目王「叙忠」

外從五位下行介高丘連「比良麻呂」

正六位上行掾大伴宿祢尾張連「豊人」

D 「越前国足羽郡糞置村開田図」

天平神護二年十月廿一日

參議從四位下^右大弁兼^行守藤原朝臣^{在京}

從七位下行大目大宅朝臣

從五位下行介多治比真人「長野」

正六位上行掾佐味朝臣「吉備麻呂」

從五位下守近衛少將兼行員外介弓削宿祢「牛養」

正七位上行少目文部直^{入部}

E 「越前国郡稻帳」 天平五年閏三月六日

(前略)

□□□□□□□□(起九)月廿九日至十二月三十日合九十箇日食料 稻二五二束日別三束八把(中略)

新任大目從七位上勲十二等中臣高良比連新羅 起十一月十日至十二月三十日五一箇日、食料 稻

八六束七把日別一束七把(後略)

り資料B・Cの国守は位官相当であるから、越前国は「上国」であったことが分かる。Bの越前介高橋朝臣子老の位階の□は「正」「從」のどちらであるうか。介の上に「行」があるから介相当位より高位であることを示しているから、表三より上国の介は從六位上であるので、「從」を入れたのは上国相当職となり、記入は官・位の順になるから「介從六位上高橋朝臣子老」となるはずである。だから「從」ではなく、「正」でなければならぬ。したがって高橋朝臣子老の位は「正六位上」であったことになる。

令制では大國の掾は二人(大掾・少掾)、目も二人(大目・少目)である。上國の場合は掾・目ともに一人である。しかし越前の場合、目は二人(大目・少目)任命されていたのであって令規定にはない。越前は上國であったものの、大國に近

表三 等級国別国司表

等級	職名	相当位	職分田			公廩稲 (分)
			給田 (段)	日給 (把)	事力 (人)	
大国	守	従五上	28	39	8	6
	介	正六下	22	31	7	4
	大掾	正七下	18	25	5	3
	少掾	従七上	18	25	5	3
	大目	従八上	12	17	4	2
上国	少目	従八下	12	17	4	2
	守	従五下	22	31	7	6
	介	従六上	20	28	6	4
	掾	従七上	16	22	5	3
中国	目	従八下	12	17	4	2
	守	正六下	20	28	6	5
	掾	正八上	12	17	4	3
下国	目	大初下	10	14	3	2
	守	従六下	16	22	5	4
	目	少初上	10	14	3	2

表四 国司の職分田一日の収穫量計算

500 (把) × 職分田数 (段) ÷ 360 (日) = 1 日分
上国守 500 × 22 ÷ 360 = 30.6 → 3 束 1 把
上国介 500 × 20 ÷ 360 = 27.7 → 2 束 8 把
上国掾 500 × 16 ÷ 360 = 22.2 → 2 束 2 把
上国目 500 × 12 ÷ 360 = 16.6 → 1 束 7 把

い上国と判断し目を二人体制にしたのかも知れない。上国であった尾張国の天平二年(七三〇)・天平六年(七三四)「尾張国正税帳」には「少目」「大目」の名が見られるが、尾張国も越前国と同じ扱いであったのではなからうかと考えられる。

(二) 国司の日給

資料Eは天平五年(七三三)「越前国郡稲帳」の一部である。国司が年の途中で任命された場合の給与計算について説明しておきたい。国司には職分田(表三)が与えられていた。職分田はすべて上田とし、その上田一段から五十束の稲が収穫できるものとして計算する。職分田は表三のように国級・職によって異なるから、各守・

介・掾・目に与えられる田数を掛けてその数を三百六十日(一年三百六十日とする)で割れば一日の給与稲を計算することができる。表四は上国国司の日給(把)を計算したものである(表三「日給」欄は表四によって得た数字)。

E「越前国郡稲帳」の□□□□□□□□の人物に支給された九十日分の稲二百五十二束(二千五百二十把)であるから、一日二束八把となる。日別三束八把としたのは一日二束八把の誤記であることも分かる。表三では日別二束八把の国司は上国の介しかいない。Eの□□□□□□には「新任介□□□□□□」の文字が入ると考えられる。もう一人新任大目中臣高良比連新羅の食料五十一日分として稲八十六束七把を支出している。これは一日一束七把として計算したものである。この目の日給を表三からみれば大国か、上国かになる。先の介の日給とを考え合わせれば、越前国は上国であったといえる。

なお、表三の「公廩稲」についても説明しておきたい。奈良時代の農民生活は苦しく種初も食料に回して春になっても蒔く種初がなかった。まして夏の農繁期に食料がなく働けない状況であった。このままでは農業はできなくなって租税も取れなくなってしまう。そこで国司は農民に春と夏に官稲を貸し与え(出)、秋には生産された稲から貸し与えた稲に利息稲五割を加えた分を回収(挙)して農業経営ができるよう営農資金貸与制度があった。これを「出挙」といったが、多くの利稲(利息)を得られたので、国司は出挙を強制するようになり一種の税となったのである。

『続日本紀』の天平一七年(七四五)十一月、各国が貸し付ける公

廩稻（出挙）に充てる稲数の上限を決めている。政府は農民の疲弊をさけるため各国に貸し付けの上限を国の等級別に決めたのである。得られた利稲はまず租税滞納分に充当し、それから官庁の諸経費に充てられ、残りは国司間で分配したのである。公廩稻をめぐって国司が争うようになったものであるから、天平宝字元年（七五七）公廩稻を処分する新しい法を決めたのである。それによると「今年度に得られる公廩稻を集計し、先ず官物の欠損を補い租稲の未納分を埋め合わせ、国内に蓄えておくべき分を差し引いた残りを国司の取り分とし、国の等級によって配分せよ。その配分は守に六分、介に四分、掾に三分、目に二分、史生・国博士・国医師は一分、員外官は各相当官に准ずるものとする」（『統日本紀』）とある。それが表三の公廩稻の配分率である。

資料A・B・C・D・Eから判断すれば奈良時代の越前国は「上国」であったのである。

三 日本と新羅

(一) 新羅攻撃論

七世紀の朝鮮半島では北の高句麗、東の新羅、西の百済の三国が対立抗争していた。高句麗と百済は同盟を結んで新羅に対した。新羅は使者を唐へ派遣して出兵を要請したので、唐は六四五・六四七・六四八年の三度にわたって高句麗を攻撃するなど、唐を巻き込むことになる。六六三年百済・日本の連合軍は白村江の

戦いで大敗し百済は滅びる。高句麗は六六八年に滅びる。唐はそれぞれ百済遺民・高句麗遺民を懐柔し自治を認め、間接統治の羈縻支配を行った。唐はこの羈縻支配を新羅にも適応したのである。唐のこのような半島支配政策は新羅にとっては脅威であったから、新羅は日本に朝貢するようになる。六七〇年新羅は唐に対し軍事的に反抗し、百済の故地を奪取する。朝鮮半島を統一した新羅は八世紀になると、日本に低姿勢で臨まねばならない理由はなくなり、つい対等な姿勢をとるようになる。

天平勝宝四年（七五二）正月、唐の大明宮（蓬莱宮）含元殿にて催された朝賀の儀式に、唐の百官と朝貢諸国の使節が参加した。唐の朝廷は、遣唐副使大伴古麻呂の席次を西側組の吐蕃国（チベット）の次に置き、東側組は新羅・大食国（ペルシャ）の順であった。古麻呂は「新羅は昔から今日まで日本国に朝貢している国であるのに東側の第一の上座で、日本は西側の下位に置かれています。これは義にかなわないことです」と抗議した。唐の將軍は直ちに日本国と新羅国との席次を交換し、日本は東側の上座となった（『統日本紀』）。これで日本は満足であったものの、新羅の憤激に火をつける結果となり、天平勝宝五年（七五三）遣新羅使小野田守は新羅国王に引見を拒否され、使者の役目を果たすことなく帰国せねばならなかったのである。日本・新羅関係は一層険悪になった。天平勝宝八年（七五六）筑前国に怡土城の築城を始めるなど日本も相当危機意識を持っていたであろう。

天平勝宝七年（七五五）唐では安祿山が唐王朝に対して反乱を起

こし、長安を占領するという安史の乱（七六三年）が唐全土を大混乱に陥らせる。新羅が後ろ盾にしていた唐は内乱で混乱しているから新羅を援助する余裕はないと分析した日本では、新羅を抑える好機と新羅進攻計画がもちあがる。当時の実力者藤原仲麻呂（恵美押勝）はこれを実行し、権力の強化に意を用いる。天平宝字三年（七五九）大宰府に行軍式（作戦書）を作らせ、北陸・山陰・山陽・南海道に五百艘の軍船を造るよう指示する。ところが天平宝字七年（七六三）新羅対策のため諸国の軍団を整備・強化する任としての節度使が廃止され、天平宝字八年（七六四）九月十一日に起こった仲麻呂謀反事件により、仲麻呂は北琵琶湖で斬首されたから、新羅攻撃計画は立ち消えとなったのである。

（二）その後の新羅と日本

渤海と新羅の対立は、渤海と親密な関係にある日本とも敵対し、日本への新羅の態度から対立関係は一層不穏になった。宝亀十一年（七八〇）以降日本と新羅との公的な外交関係は途絶えてしまった。新羅は八世紀後半になると王族内部での抗争、王都での反乱が頻発し王位を奪い取る「篡奪」が繰り返されたのである。新羅は恵恭王が暗殺された七八〇年から滅亡（九三五年）までの約百五十年間は動揺・衰退の時代であった。

このような半島情勢であったから新羅国としての日本に侵攻することはなかったが、地方政治の乱れからその余波は日本にも及ぶこととなるのである。

表五の飛馳使とは緊急を要するとき各国より中央へ齎された情報伝達使である。「蝦夷」とは蝦夷の反乱の様子や戦果の報告、「渤海」は渤海使節等の来着報告、「遣唐使」は遣唐使に関する情報伝達、「新羅」は新羅人の渡来・情報、「俘囚」とは俘囚の反乱状況報告、「その他」緊急を要する反乱等、「？」は飛馳使が派遣されたもののその理由が分からないものである。

外国との関係が多くを占めていることは、友好国であろうとなかろうと警戒を強めていた証左である。渤海は地勢的關係から日本海に到着することが多かったことがうかがえる。日本政府は外国との窓口を大宰府一か所にするので、管理統制をはかるため宝亀四年（七七三）渤海の使節に古例に従って、大宰府に回り北の日本海航路を通らないよう要請したのである。しかし宝亀八年（七七七）渤海使は越前に到着したものであるから、「なぜ約束を守らないのか」と事情説明を求めると、渤海使史都蒙は「確かに先の渤海使からその旨を承ったから、我が国の南海府の吐号浦を出発して、西方の対馬の竹室津を目指したのですが、海上で嵐にあつて禁止された地域に着いたのです。約束を違える気持ちは毛頭ありません」と答えている。日本海の自然は厳しく約束通り行かなかつたので、日本海からの入京を認めざるをえなかつたのである。延暦二十三年（八〇四）渤海使が能登国に到着する頻度が高いので「能登客院」の建設を急がせている。元慶七年（八八三）には渤海使が入京のため街道筋に当たる加賀・越前・近江・山城国に官舎・道・橋を修理させ、道端の死骸を埋葬するよう命じ、渤海使を饗応するため、越前・能登・

越中国に酒・宍・魚・鳥・蒜などを加賀国へ送るよう指示しているともあれ日本海から渡来する外国人に対する配慮もしなければならなかった。たとえ友好国の渤海であっても、領客使をつけて警戒を怠らなかつたのである。

「渤海使入国から帰国まで」の下表で、十一月十八日に若狭に着いた裴璆ら一行の報告から、入京して鴻臚館に入るまで約五か月の月日を要した。これらの理由は儀式的、慣習的な手続きがなされ、友好国であっても外国人の入京には慎重を期していたからであろうと考えられる。

四 国家の有事と対策

(一) 宝亀十一年の勅

当時の我が国は東北の蝦夷に対処するため、天平宝字三年(七五九)には坂東八国や越前国などの浮浪人二千人を雄勝柵の柵戸とし、関東諸国から兵士へ兵器を送り、雄勝や桃生の城に貯えている。宝亀十一年(七八〇)になると、蝦夷の反乱が目立つようになる。一月には陸奥の民家が焼かれ、三月には按察使紀朝臣広純が殺されている。政府は征東大使・出羽鎮狄將軍らを任命し武器・兵糧の備・綿入れの上着などを送って蝦夷に立ち向わせたのであるが、はかばかしくことは進まなかつた。それに新羅の我が国への敵対関係は放置できない。このように国の内外の敵に対処しなければならぬ事態にあったのである。

渤海使入国から帰国まで

延喜19年 (919)	
11・18	若狭国に裴璆ら105人来着報告
11・25	越前国に安置し入京させるべきを奏上
12・5	存問客使・通事任命
12・16	宴日の舞人選定
延喜20年 (920)	
3・22	官使、越前国の渤海使に時服を賜る
4・2	掌客使・領客使を任命する
4・20	裴璆らを存問
5・7	渤海使の通事を任じる
5・8	裴璆ら入京し鴻臚館に到着
5・10	裴璆に正三位に叙する
5・11	渤海使、王啓・進物を進める
5・12	豊楽院で渤海使に宴を賜る
5・15	掌客使、裴璆の別貢物を受領し蔵人所へ
5・16	朝集堂で宴、渤海国王に答進物を賜う
5・17	裴璆に書を賜う
5・18	渤海使帰国にのぞむ

『統日本紀』宝亀十一年七月二十六日の天皇の勅に次のような意味のことが書かれている。「筑紫の大宰府は西海の僻地であつて、諸蕃国の朝貢船を眺めることができる。そこで兵士と馬を訓練し、武装兵は優れている。だから権威と武力で非常に備えている。北陸道もまた蕃客をもてなしている。しかし北陸の兵士はいまだかつて兵事訓練をしたことがなく、ことが起つて兵士を集めているのでは用をなさない。平穏なときにこそ危機を考へておかねばならないのに、このような状況では良いはずがない。大宰府に準じて警戒するようにせよ。

○沿海の村々では、怪しい船を見つけたら、直ぐ国へ知らせよ。国が賊船と確認したなら、国司は急いで対応策を協議し、管内を警戒し、天皇へ知らせよ。(其の一)

○賊船が我が海岸に着いたときは近くの百姓は武器をとり、食糧を

持って駆けつけ、死ぬ覚悟で戦え。援軍を待つて躊躇したため賊に乗じられる隙を与えてはならない。(其の二)

○兵士が集合する場所には目印を立て地勢を考え便宜を図るようつとめよ。兵士以上の者、百姓でも弓馬に優れている者を道の遠近を考え部隊を組織して分配せよ。有事に混乱することのないようにせよ。(其の三)

○戦士以上の者は、賊が来たことが分かれば武器をとり、櫛袋を腰にさげ、直ぐに本隊へ行き隊伍を整えよ。静かに賊の動きを待ち、疲れたところを一気に攻めよ。(其の四)

○戦いに行く国司以上は手持ちの馬に乗れ。足りなければ駄馬・伝馬を充てよ。(其の五)

○兵士や百姓が戦いに行き、官より支給する兵糧は家を出てから五日目とせよ。戦鬪の急迫していないところは米を、要所には櫛を支給せよ。(其の六)

『日本紀略』寛平六年(八九四)四月十七日の記事に「勅を大宰府に与え新羅賊を平定せよ。又北陸・山陰・山陽諸道に命じ、武器を備え精兵を選び警護に勤めよ」と指示している。このように政府は北陸の警備強化を指示しているが、「北陸」を「越前」と置き換えても考えられる。越前は北陸地方の要で、対内外的にも最前線であり、越前でこれらの賊を食い止める政策は古来我が国の重要な方針であったように思われる。

(二) 国の大事への対策

有事に直面した政府はいろいろな対策を打ち出した。①神力に絶する。②交通・通信の整備。③武器兵糧を蓄える。④越前国を大國にする。⑤建国と建郡をすることなどである。紙数の関係でここでは④と⑤について述べてみたい。

まず、越前を大國にするという対策について述べる。式内社を配置し、軍備を用意すれば外敵から国を護れるものではない。越前国は日本海沿岸の中央に位置し、天然の敦賀湾を持ち、愛発の関を擁し、北陸道では指導的位置を占める国であるから、平常の国府の事務量に対外的事務量が増えれば、職員の数も増やす必要が出てくることは当然であろう。『続日本紀』延暦九年(七九〇)二月二十五日に「越前・肥後二国各掾一人を加え置く」とある。この記事から越前国の掾は二人体制になったのである。この年をもって越前国は大國になったものと考えられる。大國になることは国府の職員が一人増えるだけでなく(目は奈良時代から二人)、国司のランクも上ることを意味し、中央政界でも力のある国司が任命され、国として重要視されたのである。

次に建国と建郡問題である。『類聚三代格』弘仁十四年(八三三)二月三日の太政官奏に「越前国の江沼・加賀二郡を割いて加賀国となす事」があり、その理由に「加賀郡は国府から遠く離れていて、往復に不便である。吹雪の日は殊に難儀である。加えて道中には四つの大きな河川があり、洪水のたびごとに多くの日を費やしなればならず、人馬は身動きができない。又郡司や郷長が不正をしても

遠くて訴えることもできない。あまりの過酷さに耐えることができず逃散する者もいる。また国内は広くて遠いため国司の検察には煩いも多く、官舎の修復や農業の奨励もうまくゆかない。お願いしたいことは、別けて一国を建て、名を加賀国とすれば：」と建国を要請している。

『日本紀略』同年六月四日の条に「越前国が言うには、丹生郡管郷十八、駅三、九郷一駅を割いて今立郡といい、加賀国江沼郡管郷十三、駅四、五郷二駅を割いて一郡を建て能美郡といい、加賀郡管郷十六、駅四、八郷一駅を割いて一郡を建て石川郡という。地が広く、人口が多いからである」とある。三つの郡が増えたのである。それだけ多くの郡司は任命され、管理体制も強化されたのである。

おわりに

中国や朝鮮半島の抗争には我が国も無関係ではなかった。大陸や朝鮮半島からの人的交流は北九州ばかりでなく、日本海ルートも多

く使われた。政府は渤海使節来朝を大宰府経由で要望したものの、地勢的關係から日本海岸に上陸することが多かったので、政府も日本海ルートも認めざるを得ず、敦賀に松原客館を、能登に能登客院の建設を急がねばならなかったのである。

このような東アジア情勢から対外危機を探知し、有事に備えを疎かにできないと考えた中央政府は、特に日本海沿岸の無防備に慌てたものと考えられる。そこで奈良時代は「上国（上の上国）」であった越前国を格上げして「大国」とし、重要視したものと考えられる。越前国は日本海の中央部を占め、日本海の情報を集めやすい位置関係にあり、奈良時代は関国として有事に対応するノウハウがあったことも理由ではなからうか。それに人口と田積も多く大国としての条件を備えていたからである。中央の大学で学を修めた文章生を北陸や山陰の掾に任じよ（『魚魯愚鈔』）とあるのは日本海ルートを重視したからである。

今立・能美・石川三郡を建てたことよって管理体制が強化された。宝亀十一年・寛平六年の勅によつて北陸地方に関心が向けられ、郡の設立に繋がったと考えられる。

表五 飛馳使の派遣

年	発国と回数	理由
780	陸奥 1	蝦夷
789	陸奥 2	蝦夷
825	隱岐	渤海
828	但馬 1	渤海
836	大宰府 8	遣唐使
837	大宰府 1	遣唐使
839	大宰府 2	遣唐使
845	大宰府 1	新羅
848	上総 1	俘囚
〃	能登 1	渤海
849	大宰府 2	その他
〃	能登 2	渤海
854	陸奥 1	新羅
855	大宰府 1	その他
〃	陸奥 1	蝦夷
857	大宰府 1	その他
859	能登 1	渤海
873	大宰府 1	渤海
875	下総 1	俘囚
878	出羽 8	蝦夷
〃	陸奥 1	蝦夷
879	出羽 3	蝦夷
882	加賀 1	渤海
883	上総 2	俘囚
893	大宰府 5	新羅
894	大宰府 9	新羅
899	上野 3	？
901	信濃 1	？
902	越後 1	？
903	出羽 1	？
915	信濃 1	その他
〃	武蔵 1	？
939	出羽 3	俘囚
〃	信濃 2	？